

令和2年度第3回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年6月4日(木) 午前9時30分から

岡崎市役所 分館3階 大ホール

2 会議に付した議案及び報告

議案第15号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第16号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第18号 非農地通知交付申請について

議案第19号 農地利用集積計画について

議案第20号 農地利用配分計画案について

議案第21号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第22号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告

報告第13号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第14号 現況証明願について

報告第15号 農地の転用のための届出の受理について

報告第16号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第17号 農地転用後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、3番 酒井 功二、4番 柴田 直己、5番 成瀬 金芳、  
9番 市川 悦通、10番 岡 彦造、12番 赤堀 幸範、15番 羽根田 正志、  
16番 片岡 幸雄、18番 藤井 弘朗、19番 山口 和恵

(農地利用最適化推進委員)

22番 小野 盛光、24番 浅岡 治徳、27番 柴田 享、36番 兵藤 護、

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、6番 畔柳 明雄、8番 酒井 誠一、11番 高木 政昭、  
13番 加藤 健一、17番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

20番 阿部 征雄、21番 岩瀬 勝國、23番 杉浦 省二、25番 川澄 秀世、  
26番 倉橋 勲、28番 中野 永太郎、29番 保田 眞吉、30番 水越 元、  
31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、33番 内藤 六市、34番 蜂須賀 友章、  
35番 阿部田 光春、37番 朧 憲明、38番 山内 隆一

## 5 出席事務局員

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、  
総務係係長 室田 すみえ、主任主査 遠藤 研吾  
主事 加藤 節、主事 栗生 大樹  
農務課 主査 豊田 明都

## 6 議事の内容

会長： それでは、ただ今から農委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番河内 小枝子委員を始め21名です。そのうち農業委員は7名でございます。よって定数に達しております。議事に入ります。議事録署名者2名の選出についておはかりします。会長一任で御異議ございませんか。

委員： （異議なし）

会長： それでは5番成瀬 金芳委員と9番市川 悦通委員をお願いいたします。それでは、議案第15号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： （農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った。）

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

市川(悦) 委員：13番 調査日5月29日。今回の議案は譲受人が経営規模の拡大のために自身の耕作地の隣地の農地を取得する申請になります。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、貸地等がないことを確認しています。また、譲受人の耕作機械の保有状況、作業人員からみて、今回取得する土地を含めてすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後に畑として野菜を栽培されるとのことですが、この点も現地の状況からみて問題ありません。その他問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

小野 委員：15番 調査日5月22日。この議案は、後にご説明します議案第16号の申請番号36番にある農地法5条の申請と関係があり、本申請地の隣接地に分家住宅を建てられるとのことですが、その住宅の排水先を親と叔父の土地の一部の下に排水管を設けて地上権を設定するというものです。周辺の農地への影響はなく、合意もできており、特に問題等となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

兵藤 委員：16番 調査日5月24日。今回の議案は譲渡人に後継者がいないということで経営規模を縮小しようということと譲受人が畑を探していたということか

らお互いに話が合意し、申請されたものです。調査の結果、すべての項目において、問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものとします。

会長： 次に申請番号 14 番の報告及び審議をするため兵藤委員には一度退席をお願いいたします。

(兵藤委員退席)

それでは、調査担当委員の意見ををお願いします。

片岡 委員： 14 番 調査日 5 月 27 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。譲渡人である寺院の住職は高齢であり耕作が難しいことと寺院の新築に伴い、費用がいるということで譲渡すもので、譲受人と合意できたため、申請されたものです。調査の結果、すべての項目において、問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。  
それでは兵藤委員には入場していただきます。

(兵藤委員入場)

次に議案第 16 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って9件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

石川 委員：30番 調査日5月25日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、荒廃地です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

31番 調査日5月25日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、荒廃地です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

成瀬 委員：32番 調査日5月30日。土地所有者の娘様が分家住宅を建てる申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、雑種地です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

岡 委員：33番 調査日5月24日。所有者のお孫様が分家住宅を建てる申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、雑種地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

34番 調査日5月24日。本議案は現在、自営業でエクステリア販売・施工を行う方が来客用及び納品トラックの駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいとの申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。すでに一部駐車場として利用していたので始末書が添付されています。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、雑種地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

赤堀 委員：35番 調査日5月28日。分家住宅を建てる申請になります。この農地は新しく圃場整備をしたときに非農用地として確保されていたところですので、特段問題はないと思われます。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

小野 委員：36番 調査日5月22日。分家住宅を建てる申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

浅岡 委員：37番 調査日5月29日。所有者の娘様が分家住宅を建てる申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、荒廢地です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

柴田(享) 委員：38番 調査日5月29日。この議案は、過去に親子で喫茶店を經營したいとのことで、農地法の許可を得ましたが、銀行の融資が下りなかったため、今回改めて一人で申請をされたものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、畑です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものとしたします。ただし、申請番号30番に関しては転用面積が3,000㎡を超える案件となるため、一般社団法人愛知県農業會議の意見を聞いた後、許可するものとしたします。次に議案第17号を議題と

いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って1件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

赤堀 委員：5番 調査日5月28日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。記載事項の真偽については真。また本申請地は自作地で、申請者の職業は兼業になります。現地の調査の結果特に問題となることはありませんので、可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第18号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（非農地交付申請について、議案書に沿って5件説明を行った。）

柴田(直) 委員：2番 調査日5月31日。現地は山林化しており、農地に復元するにはかなりの労力が必要と考えます。よって、調査員総合意見として許可としたいと思います。

3番 申請地は山の一部となっており、農地に復元するにはかなりの労力が必要と考えます。よって、調査員総合意見として許可としたいと思います。

成瀬 委員：4番 調査日5月31日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。昭和50年ごろから耕作はしておらず、山林化しています。農地復元するのは難しいと思われます。よって、調査員総合意見として許可としたいと思います。

5番 調査日5月30日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請番号4番と同様に昭和50年ごろから耕作はしておらず、山林化しています。農地復元するのは難しいと思われます。よって、調査員総合意見と

して許可としたいと思います。

6番 調査日5月30日。こちらも同様でもともと山林であったかと思われるところになります。農地に復元するのは不可と思われます。よって、調査員総合意見として許可としたいと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第19号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

柴田(直)： 利用権設定者と移転を受ける者が同一の方がいますが、こういった理由なののでしょうか。

事務局： こちらは一度農地を中間管理機構に預けて、再び配分するものを一括して行わせていただく計画になりますが、こういった本人から本人に設定される場合はよくあることで、特に今回対象の地域は地域で集積をやられているところになりますので、大部分の農地を中間管理機構に預けて、再配分を地域で行った際に本人から本人に再配分されることは多々あります。

会長： ありがとうございます。他に御質問はありますか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第20号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。）

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長： 賛成多数と認め、決定するものといたします。次の議案第 21 号と第 22 号については関連性がありますので一括の議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議案書に沿って説明を行った。）

石川委員：毎年行う利用状況調査についてですが、事務局から渡された地図を持って調査に行ったときに違反転用された農地が過去に転用許可がでたところなのか、そうでないところか分かりづらいものとなっています。一時転用等ではなく、永久的な転用許可が下りた農地には地図に色付け等をしていただけると助かるのですが、可能でしょうか。

事務局：毎年行う利用状況調査の地図の色分けについてですが、農地は黄緑色、遊休農地は赤色、違反転用農地は紫色で色付けします。また今年の 6 月までに転用の許可が出された農地につきまして青色で色付けし、許可済みとわかるような形で皆様にお渡しする予定です。

酒井（功）委員：令和 2 年度の計画について、今後この中の目標が達成するように事務局でしっかり進捗をチェックしてもらいたい。この進捗に基づいて、我々農業委員会の委員にご指示いただければ、目標達成に向けて動いていきます。また、この計画の作成にあたり、農業委員の方々が様々なご指摘、ご意見がでていると思いますが、そのご指摘やご意見がこういった形で計画や目標に反映されたか報告いただきたいと思います。

事務局：目標の進捗の管理については、農業委員会事務局としてしっかりと管理し、定期的に総会でご報告いたします。また、計画に対するご意見は様々な方向性からいただいておりますので、これらの内容をすべて整理し、どのように対応したかについてご報告できるかどうかは事務局で検討し、改めて回答いたします。

会長： ありがとうございます。他に御質問はありませんか。

（なし）



会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局： (以下について、議案書に沿って説明を行った。)

|          |                                |      |
|----------|--------------------------------|------|
| 報告第 13 号 | 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について       | 4 件  |
| 報告第 14 号 | 現況証明願について                      | 3 件  |
| 報告第 15 号 | 農地の転用のための届出の受理について             | 1 件  |
| 報告第 16 号 | 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について | 11 件 |
| 報告第 17 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認について          | 1 件  |

会長： 本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長： 御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 20 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 ( 5 番 )

岡崎市農業委員会委員 ( 9 番 )